

## 名古屋市生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4 <u>生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第2章 生活支援型訪問サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 生活支援型訪問サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、<u>要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう掃除、買い物支援、</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(新設)</p> <p>4 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第2章 生活支援型訪問サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 生活支援型訪問サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、<u>居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。)</u>の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となるこ</p>

調理、洗濯等の生活支援サービスを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従事者等の員数)

第5条 略

(管理者)

第6条 略

## 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 略

## 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 略

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、生活支援型訪問サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報

とを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援サービスを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従事者等の員数)

第5条 略

(管理者)

第6条 略

## 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 略

## 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 略

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この項目において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、生活支援型訪問サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報

を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、生活支援型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第44条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。

3 ～ 6 略

(サービス提供困難時の対応)

第9条 略

(受給資格等の確認)

第10条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者から生活支援型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 略

(要支援認定等の申請に係る援助)

第11条 略

(心身の状況等の把握)

第12条 略

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第13条 略

第14条 ～ 第20条 略

(利用者に関する市への通知)

第21条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに生活支援型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

3 ～ 6 略

(サービス提供困難時の対応)

第9条 略

(受給資格等の確認)

第10条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者から生活支援型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 略

(要支援認定等の申請に係る援助)

第11条 略

(心身の状況等の把握)

第12条 略

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 略

第14条 ～ 第20条 略

(利用者に関する市への通知)

第21条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに生活支援型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付の提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

## 第22条 略

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

## 第23条 略

### 2 略

3 訪問事業責任者(第5条第2項の訪問事業責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 生活支援型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や生活支援型訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (2)の2 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、生活支援型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等との連携を図ること。
- (4) 従事者等(訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 従事者等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 従事者等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 従事者等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他生活支援型訪問サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第24条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 生活支援型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(2) 偽りその他不正な行為によって生活支援型訪問サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

## 第22条 略

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

## 第23条 略

### 2 略

3 訪問事業責任者(第5条第2項の訪問事業責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 生活支援型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や生活支援型訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (2)の2 地域包括支援センター等に対し、生活支援型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等との連携を図ること。
- (4) 従事者等(訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 従事者等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 従事者等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 従事者等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他生活支援型訪問サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第24条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 生活支援型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第 25 条 略

(勤務体制の確保等)

第 26 条 略

(業務継続計画の策定等)

第 26 条の 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 27 条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、指定事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第 25 条 略

(勤務体制の確保等)

第 26 条 略

(業務継続計画の策定等)

第 26 条の 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- (1) 生活支援型訪問サービス指定事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (2) 生活支援型訪問サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 27 条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、指定事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 28 条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第 25 条の運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者の生活支援型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 生活支援型訪問サービス事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するよう努めるものとする。

(秘密保持等)

第 29 条 略

(広告)

第 30 条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

※第 32 条の 2 へ移動

(介護予防支援事業者等及びその従事者に対する利益供与の禁止)

第 31 条 略

(苦情処理)

第 32 条 略

(不当な働きかけの禁止)

第 32 条の 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等(指定介護予防支援等基準第 2 条第 1 項に規定する担当職員及び同条第 2 項の介護支援専門員をいう。)又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(掲示)

第 28 条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第 25 条の運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者の生活支援型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 生活支援型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(新設)

(秘密保持等)

第 29 条 略

(広告)

第 30 条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第 30 条の 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等及びその従事者に対する利益供与の禁止)

第 31 条 略

(苦情処理)

第 32 条 略

※第 30 条の 2 から移動

(地域との連携等)

第 33 条 略

(事故発生時の対応)

第 34 条 略

(虐待の防止)

第 34 条の 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前 3 号掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計等の区分)

第 35 条 略

(記録等の整備)

第 36 条 略

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間(第 2 号に掲げる記録については 5 年間)保存しなければならない。

- (1) 第 39 条第 1 項第 2 号の生活支援型訪問サービス計画
- (2) 第 17 条第 2 項の規定による提供した具体的な生活支援型訪問サービスの内容等の記録
- (3) 第 39 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 21 条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第 32 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第 34 条第 2 項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

※第 41 条へ移動

(地域との連携等)

第 33 条 略

(事故発生時の対応)

第 34 条 略

(虐待の防止)

第 34 条の 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前 3 号掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計等の区分)

第 35 条 略

(記録等の整備)

第 36 条 略

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間(第 2 号に掲げる記録については 5 年間)保存しなければならない。

- (1) 第 39 条第 1 項第 2 号の生活支援型訪問サービス計画
- (2) 第 17 条第 2 項に規定する提供した具体的な生活支援型訪問サービスの内容等の記録
- (新設)
- (3) 第 21 条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第 32 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 34 条第 2 項に規定する事故の状況及び講じた措置の記録

(電磁的記録等)

(暴力団の排除)  
第 37 条 略

#### 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(生活支援型訪問サービスの基本取扱方針)  
第 38 条 略

- (生活支援型訪問サービスの具体的取扱方針)
- 第 39 条 従事者等の行う生活支援型訪問サービスの方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- (1) ～(7) 略
- (8) 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 訪問事業責任者は、生活支援型訪問サービス計画に基づく生活支援型訪問サービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該生活支援型訪問

第 36 条の 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(暴力団の排除)  
第 37 条 略

#### 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(生活支援型訪問サービスの基本取扱方針)  
第 38 条 略

- (生活支援型訪問サービスの具体的取扱方針)
- 第 39 条 従事者等の行う生活支援型訪問サービスの方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- (1) ～(7) 略
- (新設)
- (新設)
- (8) 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 訪問事業責任者は、生活支援型訪問サービス計画に基づく生活支援型訪問サービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該生活支援型訪問



サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供状況等について、当該生活支援型訪問サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該生活支援型訪問サービス計画に記載した生活支援型訪問サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該生活支援型訪問サービス計画の実施状況の把握(以下この項目において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- (12) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援型訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する生活支援型訪問サービス計画の変更について準用する。

(生活支援型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

#### 第40条 略

- (1) 略
- (2) 生活支援型訪問サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

#### 第7節 雑則

(電磁的記録等)

第36条の2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されている又は想定されるもの(第10条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うこ

サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供状況等について、当該生活支援型訪問サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該生活支援型訪問サービス計画に記載した生活支援型訪問サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該生活支援型訪問サービス計画の実施状況の把握(以下この項目において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- (10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援型訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する生活支援型訪問サービス計画の変更について準用する。

(生活支援型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

#### 第40条 略

- (1) 略
- (2) 生活支援型訪問サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

※第36条の2から移動

とが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条第 3 項第 2 号及び第 30 条の 2 は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 26 条の 2、第 27 条第 3 項及び第 34 条の 2 の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条第 3 項第 2 号及び第 30 条の 2 は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 26 条の 2、第 27 条第 3 項及び第 34 条の 2 の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領による改正後の名古屋市生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領(以下「新要領」という。)の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、新要領第 28 条第 3 項の規定については適用しない。